

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成28年1月28日(2016.1.28)

【公表番号】特表2015-503346(P2015-503346A)

【公表日】平成27年2月2日(2015.2.2)

【年通号数】公開・登録公報2015-007

【出願番号】特願2014-550349(P2014-550349)

【国際特許分類】

C 12 Q 1/04 (2006.01)

【F I】

C 12 Q 1/04

【手続補正書】

【提出日】平成27年11月30日(2015.11.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ゲル化剤と、

グラム陽性微生物の増殖を阻害する少なくとも1つの第1の選択剤と、

少なくとも1つの第1の識別指示化合物を含む第1の識別指示システムと、

ウレアーゼ酵素活性により第2の検出可能な生成物に変換される第2の識別指示化合物を含む第2の識別指示システムと、を含む、半固体の培養培地を含み、

第1の識別指示化合物は、サルモネラ属に属する複数のメンバーにより第1の検出可能な生成物に変換され得るものであり、

第1の識別指示化合物は、前記培養培地の中及び/又は上に検出可能なコロニーを形成する複数の非サルモネラ属のグラム陰性腸内微生物によって変換され得ないものである、組成物。

【請求項2】

試験試料、培養装置、及び請求項1に記載の組成物を準備することと、

播種した培養装置を形成するために前記培養装置内で前記組成物と前記試験試料を接触させることと、

第1の時間、播種された培養装置をインキュベートすることと、

培養装置を観察して、第1の検出可能な生成物を検出することと、を含み、

第1の検出可能な生成物がサルモネラ微生物の存在の第1の指示である、サルモネラ微生物の検出方法。

【請求項3】

サルモネラ微生物によって第4の検出可能な生成物に代謝され得る確定指示化合物を有する物品を提供することと、

前記物品を前記培養培地に接触させることと、

前記装置を第2の時間インキュベートすることと、

前記培養装置を観察して、前記第4の検出可能な生成物を検出することと、を更に含み、

第4の検出可能な生成物が、存在する場合には、第1の検出可能な生成物、第2の検出可能な生成物、及び、第3の検出可能な生成物から区別され得るものであり、

第1の検出可能な生成物と並べて第4の検出可能な生成物を検出することが、前記試料中

のサルモネラ微生物の存在の第2の指示である、請求項2に記載の方法。